

2015. 2. 2

「食品衛生法施行条例の一部改正」に対する県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、食品の製造等を行っている事業者が食品の衛生的な取扱いや施設の衛生管理等に関して遵守すべき基準である「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を食品衛生法施行条例で定めています。

このたび、都道府県等がこの基準を条例で定める場合の技術的助言として厚生労働省が示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付食安発第0227012号）が改正されたことに伴い、本基準の一部改正を検討しています。

つきましては、その内容について広く県民の皆様からのご意見を募集します。

- 1 募集事項
「食品衛生法施行条例の一部改正」に対するご意見
- 2 募集期間
平成27年2月2日（月）から平成27年3月6日（金）まで
- 3 案の閲覧方法
行政情報センター（県庁西庁舎1階）、各地方事務所の行政情報コーナー、県庁食品・生活衛生課、各保健福祉事務所食品衛生相談窓口と次のリンクからご覧いただけます。
[「食品衛生法施行条例の一部改正」の概要（PDF形式4ページ/287KB）](#)
- 4 意見の提出方法及び提出先
[「意見提出用紙」（PDF）](#)の様式により、長野県健康福祉部食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。
ア 郵送 〒380-8570 長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて
（県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。）
イ ファクシミリ 026-232-7288
ウ 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- 5 ご意見の取扱い
提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。なお、住所、氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。
- 6 注意事項
(1) 電話によるご意見の提出はご遠慮ください。
(2) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
(3) 意見提出用紙には、氏名又は名称、住所又は所在地を必ず明記してください。
(4) ご意見のうち、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方を示さない場合があります。

- ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。
- すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口